

三〇歳以上三五歳未満	七	三二
三五歳以上四〇歳未満	一	一〇六七
四〇歳以上四五歳未満	一	六、八五〇
四五歳以上五〇歳未満	一	二、二九二
五〇歳以上	一	九五
計	一〇、三三六	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

第九表 第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數

所要年數	家庭數
一五年未満	三三三
一五年	三一
一六年	七八
一七年	一四五
一八年	二八二
一九年	五七三
二〇年	九〇二
二一年	一、二〇二
二二年	一、四一六
二三年	一、四五七
二四年	一、二九八
二五年	一、〇八九
二六年以上三〇年未満	一、五九二
三〇年以上三五年未満	二三八
三五年	一
三六年	一

三七年	一
三八年	一
三九年	一
四〇年	一
計	一〇、三三六

(備考) 一、第一子分娩時年齢は現在の婚姻が再婚の如き場合に在りては現在の婚姻に於ける第一子分娩時年齢に依りたるものとす

第十表 經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態	家庭數
上	一、四〇一
中	六、四八二
下	二、四五三
計	一〇、三三六

醫藥制度改善方策の厚生大臣諮問に對する醫藥制度調査會の答申

一昨昭和十三年七月厚生大臣は醫藥制度調査會に對し醫藥制度の改善方策に關する諮問を行つたが、本昭和十五年十月二十八日同調査會はその内特に醫藥制度の改善方策に關する答申を行つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

諮問

國民醫藥の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何

答申

惟ふに醫藥に關する現行諸制度は其の創始以來既に相當の歲月を閱し其の間若干の修補を見たるも未だ其の根本的改革の斷行せられたることなし時勢の推移と

社會事情の變遷に伴ひ現に幾多改革の必要を痛感せらるゝのみならず現下の重大時局に鑑み國家百年の大計に稽へ之が改善の方策を講ずるは極めて喫緊の要務なりと謂はざるべからず

就中最近に於ける國民保健の現状と之に對處すべき國民醫藥機關の實狀とは眞に寒心に堪へざるものあり仍て先づ國民醫藥に關する各種機關を整備再編し其の人的並に物的機構に關する諸般の制度に改革を行ひ以て全國民に對する醫藥の普及を圖り併せて醫藥内容の向上に努むべく之が爲現行醫師會の改組を行ふは興亞の大業達成上一日も之を忽にすべからざる所と認む以上の趣旨に基き本調査會に於ては今般別紙醫藥制度改善方策の成案を見るに至れり政府に於かれては速かに本改善方策を實行に移し以て國民の福利増進と國力の涵養進展に遺憾なきを期せられんことを望む

醫藥制度改善方策 (別紙)

第一 醫藥の普及

一 醫藥機關の分布是正

(一) 開業の制限

- (1) 厚生大臣は醫師の數過剩と認めらるる都市及其の近接町村に於ける新規開業を制限して分布是正を行ふことを得ること
- (2) 前項の制限に付ては醫師會の意見を徴すること

(二) 醫師の勤務指定制度の創設

- (1) 厚生大臣は國、公共團體及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたる時は免許

に附隨する義務として醫師に二年以内勤務を命ずることを得ること

(2) 勤務に對しては相當の報酬を與ふること

(三) 平時に於ける徵用制度の創設

(1) 徵用は非常災害又は傳染病流行の際にのみ之を限ること

(2) 徵用は厚生大臣の徵用命令に依り地方長官之を行ふこと

(3) 被徵用者に對しては相當の給與を與ふること

(四) 無醫地域に對する公營醫療機關の設置

(1) 醫療機關無き地域に對し實情に應じ道府縣立の地方診療所又は出張診療所を設置すること

(2) 地方診療所の上級機關として道府縣内の必要なる地に府縣立綜合病院を設置すること

(3) 綜合病院の設置に付ては左記の方針に依ること

(イ) 現存の道府縣立病院並に(五)に依り移管したる町村立、産業組合立及公益法人立病院中適當なるものは之を綜合病院に充當すること

(ロ) 設置を必要とする地に在る私立の病院にして希望するものあるときは之を買収すること

(ハ) 前二項の病院なき場合に限り之を新設すること

(五) 各種醫療機關の整備統制

(1) 現存の町村立一般診療所は之を道府縣に移管すること

(2) 産業組合立診療所中綜合病院として適當なるもの及道府縣に於て移管を必要と認むるものは之を道府縣に移管すること

(3) 前項以外の産業組合立診療所に對しては其の醫業に付て適當なる國家管理を行ふこと

(4) 公益法人立診療所中移管を適當と認むるものは之を道府縣に移管すること

(5) 公益法人立診療所中移管を適當と認めざるものに對しては公益上必要なる統制を強化すること

二 醫療費に關する制度の合理化

(一) 診療報酬規程の制定

(1) 診療報酬規程は厚生大臣診療報酬委員會に諮問して之を定むること

(2) 診療報酬中藥價は藥價令に依ること

(3) 地方的事情を考慮し差等を設けしむること

(4) 専門の標榜を許可せられたる者に對しては特別の取扱を爲し得ること

(二) 都市及其の近接町村に於ける處方箋發行方法の改正

(1) 醫師診斷の結果投藥の必要ありと認むるときは投藥前患者に對し處方箋を交付し患者をして醫師藥劑師の何れより藥劑を求むるかに就き自由に選擇せしむること

(2) 施行區域は厚生大臣之を指定すること

(3) 藥劑師法を改正して附則中の醫師の調劑權

を本則中に規定すること

(三) 健康保險、國民健康保險其の他保險制度の擴充

(四) 醫療保護の徹底

(1) 醫療保護機關として恩賜財團濟生會其の他特殊公益法人の強化擴充を圖ると共に都市に於ては必要に應じ公立診療所をも設置すること

(2) 醫療保護法の制定を爲すこと

(3) 醫療保護費に對する國費負擔を増加すること

第二 醫療内容の向上

一 醫術の向上

(一) 醫師免許前の基礎的診療に關する修練の充實

(1) 醫師の免許には一年以上一般的診療に關し必要なる修練を経ることを要することに改むること

(2) 修練は指導醫師を置きて之を行ふこととし最も其の効果を擧げ得る様指導醫師に對する被指導者の數を按配すること

(3) 修練はなるべく現在の學校教育期間中に於て實施すること

(二) 補習教育の創設

(1) 醫師に對する補習教育の制度を創設し醫師會等をして之が實行に當らしむること

(2) 政府は必要なる經費を支出して補習教育の勵行を圖ること

二 診療科名及専門標榜國家檢定制度の創設

(一) 診療科名の新設

- (1) 現在の専門科名を少数に整理し之を診療科名とすること
- (2) 診療科名は自由標榜制度とすること

(二) 専門標榜の國家檢定

- (1) 専門科名は診療科名より更に分化したるものとする
- (2) 専門科名を標榜せんとする者は厚生大臣の許可を受けること
- (3) 専門標榜の許可は専門標榜審査委員會の審議を経るを要すること

三 醫業廣告制限

醫業廣告は患者をして適當なる醫療機關の存在を知らしむるに足る程度に之を制限すること

四 醫療内容の監督強化

五 功勞の表彰

衛生關係者にして功績顯著なるものに對し表彰の榮に浴する様政府に於て適當なる方策を講ずること

第三 醫師會の改組

一 使命の闡明

(一) 醫師會は醫事衛生に關する公共的活動を行ひ以て國民體力の増強に寄與するを目的とすること

醫師會は法令の定むる所に依り會員の福利増進に關する事業を行ふことを得ること

(二) 醫師會は前項の目的を達する爲左の事項を

行ふこと

(1) 醫道の振作に關する事項

(2) 醫療の普及向上に關する事項

(3) 豫防衛生の強化並衛生思想の普及に關する事項

(4) 醫師の醫學及醫術の補習に關する事項

(5) 醫業經營の改善に關する事項

(6) 其の他法令又は會則に規定する事項

二 中央團體と地方團體との關係の調整

(一) 醫師會は日本醫師會及道府縣醫師會の二種とし郡市區醫師會は之を廢止して道府縣醫師會の支部とすること

日本醫師會は強制設立に改むること

(二) 日本醫師會は道府縣醫師會をして其の事業又は事務の一部を處理せしめ得ること

(三) 日本醫師會は道府縣醫師會の議決又は施行する事項が日本醫師會の會則又は議決に反すると認むるときは厚生大臣の監督權の發動を申請し得ること

三 會員範圍の擴張

(一) 醫師免許を受けたる者は診療に従事すると否とを問はず原則として凡て道府縣醫師會の會員とすること

(二) 醫師免許を受け居らざるも醫師たるの資格を有する者は道府縣醫師會の會員と爲ることを得ること

監督官廳に於て必要ありと認むるときは前項の者に對し道府縣醫師會に加入を命ずることを得

ること

四 總會の構成員の改組

(一) 日本醫師會の總會は道府縣醫師會の會長及特別議員を以て之を構成すること

日本醫師會の特別議員は道府縣醫師會の會員又は醫事衛生に關し學識若は經驗ある者の中より厚生大臣之を任命し其の數は他の總會構成員數の三分の一以内とすること

(二) 道府縣醫師會の總會は議員及特別議員を以て之を構成すること

道府縣醫師會の議員は支部毎に其の區域内の會員中より支部選舉會に於て各一人を選舉せしむることとし選舉に付ては指名推薦其の他の方法に依り弊害の除去を考慮すること

道府縣醫師會の特別議員は其の會員又は醫事衛生に關し學識若は經驗ある者の中より地方長官之を任命し其の數は他の總會構成員數の三分の一以内とすること

(三) 議員及特別議員の任期は三年とすること

(四) 醫師會の總會は其の醫師會の會長を以て議長とすること

五 役員の地位の強化

(一) 日本醫師會の會長は道府縣醫師會の會員中より厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を任命すること但し道府縣醫師會の會員中より任命すること能はざる特別の事由あるときは醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を任命するを妨げざること

日本醫師會の副會長（一人とす）及理事（十人以内とす）は道府縣醫師會の會員中より日本醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(二) 道府縣醫師會の會長は其の會員中より地方長官厚生大臣の認可を受け之を任命すること道府縣醫師會の副會長（一人とす）及理事（五人以内とす）は其の會員中より道府縣醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

(三) 役員任期は三年とすること
(四) 日本醫師會及道府縣醫師會の理事中一人以上を専任とすること
(五) 醫師會の會長は總會成立せざるとき又は總會に於て議決すべき事項を議決せざるときは監督官廳に具狀して指揮を請ひ總會の議決すべき事項を處分することを得ること

(六) 道府縣醫師會の支部長は道府縣醫師會長の任命することとしなるべく其の支部より選出せられたる道府縣醫師會議員を之に充つること

六 經費の負擔方法の合理化

(一) 法令の規定又は行政官廳の命令に依り醫師會の事務に屬せしめられたる事項に要する經費に付ては國又は地方公共團體に於て其の全部又は一部を負擔すること

(二) 道府縣醫師會の會費の負擔方法は會員團の

外適當なる基準に依り等差を設くること

(三) 道府縣醫師會の會費の徴收に付ては地方税の例に依り滯納處分を行ひ得る規定を設くること

七 行政監督の強化

(一) 日本醫師會は厚生大臣之を監督し道府縣醫師會は第一次に於て地方長官第二次に於て厚生大臣之を監督すること

(二) 行政官廳は醫師會に對し醫事衛生に關し必要なる事務の施行を命ずることを得ること

(三) 道府縣醫師會の總會の議決が法令若は會則に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは監督官廳は特別議員を解任し又は議員の職務を停止し若は議員の改選を命ずることを得ること

(四) 醫師會の豫算は監督官廳の認可を受くるを要すること

(五) 監督官廳は醫師會が支出を要する費用を豫算に載せざる場合に於ては理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得ること

(六) 行政官廳は醫師會長をして其の事務の一部を處理せしむるを得ること

八 醫道振作委員會の設置

道府縣醫師會に醫道振作委員會を常置し醫道振作に關する事項の實施の衝に當らしむること

九 醫師會と他の醫事關係方面との連絡

(一) 非醫師たる診療所の開設者に付ては別に必要なる統制方法を講ずること

(二) 醫師會と衛生技術官、醫育機關、醫學研究機關等との連絡の緊密化に關し適當なる方策を講ずること

希望意見

一 厚生省に於て公共團體又は公益法人に勤務せしむる醫師を養成する方法を講ぜられ度
二 公立診療所に關しては之を利用する民衆の便宜を圖る爲適當なる措置を講ぜられ度

三 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會其の他の衛生諸團體相互の連絡統制に當ると共に保健國策に關し政府に獻策するを目的とする中央機關を常設し併せて現行中央衛生會を之に統合するの方策を講ぜられ度

勞働者年金保險制度要綱に對する保險制度調査會の修正並に希望決議

厚生省保險院が來議會に提出する勞働者年金保險制度の要綱については前號所載の如くであるが、保險院保險制度調査會に於ては十五名の特別委員を擧げ慎重審議の結果一部の修正並に希望決議を行ひ、昭和十五年十月二日の總會は之を裁決するに到つた。同調査會委員氏名、修正並に希望決議を掲ぐれば以下の如くである。

保險院保險制度調査會委員氏名

○印は特別委員 ○印は委員

會長 厚生大臣 金光庸夫